

## 小松市委託業務成績評定要領

### (目的)

第1条 この要領は、小松市が契約する委託業務の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図ることを目的とする。

### (評定の対象)

第2条 評定は、当初設計金額50万円以上のすべての委託業務を対象とする。ただし、一部完了検査、既済部分検査の場合は除くものとする。

### (評定者)

第3条 評定者は、監督(調査)職員及び検査員とする。

### (評定の方法)

第4条 評定は、委託業務ごと及び評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の採点は、別に定める「成績評定審査基準」により、監督(調査)職員又は検査員にて確認した事項に基づき、評定者ごとの審査項目についての的確かつ公平に行うものとする。

3 評定の採点においては、一部完了検査、既済部分検査の結果も加味するものとする。

4 評定の結果は、別に定める「委託業務成績評定表」に記録するものとする。

### (評定の提出)

第5条 監督(調査)職員の評定は、委託業務完了後それぞれの審査項目について評定を行い、検査員に提出する。

2 検査員は、検査後に検査員審査項目について評定を行い、評定点の合計を算出し、当該委託業務主管課長に提出する。

### (評定結果の通知)

第6条 市長は、当初設計金額100万円以上の調査研究委託、建設事業委託については、検査の結果を委託業務成績評定通知書により、受託者に通知するものとする。

### (評定の修正)

第7条 市長は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合(瑕疵の発生など)は、再度評定を見直し、修正できるものとする。

2 市長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該委託業務等の受注者に通知するものとする。

### (説明要求等)

第8条 第6条又は第7条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、市長に評定点等について説明を求められることができるものとする。

- 2 市長は、前項による説明を求められた場合、申立者に対して回答するものとする。
- 3 市長は、回答に当たり、必要に応じて別に定める小松市委託業務成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成22年7月15日から施行する